

監査等委員会監査基準等の公開草案に対する意見及び当協会の対応について

※公開草案からの変更点の詳細については、「監査等委員会監査等基準(公開草案からの変更点)」を参照。

監査等委員会監査等基準(公開草案)に対する意見及び対応

NO	箇所(新)	公開草案に対する意見	意見に対する当協会対応
1	8条	(監査等委員候補者の選定基準等) → (監査等委員である取締役候補者の選定基準) ではないでしょうか? 1項についても、監査等委員の選任議案→監査等委員である取締役の選任議案ではないでしょうか?	条文の標題については、標題は厳密な法的解釈より分かりやすさを優先すべきことから原文のままとする。第1項については、ご指摘のとおり修正する。
2	11条	第10条監査等委員の報酬等で監査役では第2項があり、当然、監査委員も監査等委員も必要かと思われるのですが監査等委員は、監査等委員の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる、としてはどうか。	監査等委員は取締役であり、取締役の報酬等に関する意見形成についての規定である第47条に第3項として同様の規定を置いている。なお、指名委員会等設置会社においては、報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとなっており(会社法第404条第3項)、監査委員会には、監査役、監査等委員会に付与されている権限がないことから、同様の規定は設けていない。
3	17条7号	監査役監査基準では「体制」で終わっているが監査等委員会では「体制に関する事項」となっている。どちらが正しい?	本条項は、会社法施行規則を受けた規定であり、施行規則では「体制」で終わっていることから、「体制」に統一する。
4	39条5項	「定期的かつ随時」とある。「定期的又は随時」が正しくはないだろうか?ちなみに、第43条第1項にある「適時かつ随時」は問題ないと思う。	定期的な報告だけでなく、必要に応じ随時に報告を求めることを趣旨としていることから、原文のままとする。
5	44条4項	「関わる」とあるが、「係る」で統一されているのでは?何故このみ「関わる」なのか?	監査役監査基準における表現と平仄を合わせ、「会計監査人の往査及び監査講評に際し」との表現に修正する。

その他、誤植等に対する指摘については、適宜対応した。

内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準(公開草案)に対する意見及び対応

NO	箇所(新)	公開草案に対する意見	意見に対する当協会対応
1	15条1項3号	第15条第1項第3号 開示される重要な企業情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスクとありますが、虚偽又は重大な欠陥の間違いではないでしょうか?	本実施基準において「重大な欠陥」は、内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる内部統制の不備と定義している(2条18号)。本条本号における「虚偽又は重大な欠落」は、事実と異なる記載や重要部分が記載されていない状況を指しており、「重大な欠陥」とは別の概念であることから、原文のままとする。

その他、誤植等に対する指摘については、適宜対応した。

※なお、「監査委員会監査基準」及び「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」に係る意見は寄せられなかった。